

関 係 各 位

沖縄県土木建築部長

工事請負契約に係る誓約書の提出について

みだしのことについて、「県が行うあらゆる事業からの効果的な暴力団排除対策推進について（依頼）（平成28年12月13日付沖暴対第4517号）」により警察本部刑事部暴力団対策課長から依頼がありますので、下記のとおり取り扱います。

記

1. 目的土木建築部発注工事からの暴力団関係事業者の排除

2. 「誓約書」の提出

(1)受注者（元請業者）においては、沖縄県の工事請負契約書に規定する暴力団関係事業者の排除に係る条項等について、確認し、了解したことを誓約する「誓約書」を契約締結の際に提出をお願いします。（特定建設工事共同企業体の場合は、代表者及び構成員共に提出をお願いします。）

(2)元請業者は一次下請業者（下請業者が下請業者）に対しても、沖縄県の工事請負契約書に規定する暴力団関係事業者の排除に係る条項等について、確認し、了解したことを誓約する旨の「誓約書（業者間契約）」を徴するようにして下さい。

※原則、沖縄県への提出は必要ありません。沖縄県から依頼された場合のみ、提出をお願いします。）

3. 施行平成 29 年 3 月 1 日以降に契約を行う案件から適用

※誓約書は、様式集からダウンロードをお願いします。